

○ 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）

改 正 案	現 行
（定款の変更の認可を要しない事項）	（定款の変更の認可を要しない事項）
第二条の二 法第五十一条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。	第二条の二 法第五十一条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。
一 法第九条の八第二項第九号に掲げる事業（同法第九条の九第五項の規定により同号に掲げる事業を含む。）のうち同号に規定する募集取り扱いに関する事項	一 法第九条の八第二項第九号に掲げる事業（同法第九条の九第五項の規定により同号に掲げる事業を含む。）のうち同号に規定する募集取り扱いに関する事項
二 法第九条の八第二項第十九号又は第二十号に掲げる事業（同法第九条の九第五項の規定により行う同法第九条の八第二項第十九号又は第二十号に掲げる事業を含む。）に関する事項	二 法第九条の八第二項第十九号又は第二十号に掲げる事業（同法第九条の九第五項の規定により行う同法第九条の八第二項第十九号又は第二十号に掲げる事業を含む。）に関する事項
三 法第九条の八第七項の規定により同項に規定する事業を行おうとする場合（同法第九条の九第五項の規定により同項第二号に掲げる事業を行おうとする場合を含む。）において不特定かつ多数の者を相手方とするこれらの事業に関する事項	三 法第九条の八第七項の規定により同項に規定する事業を行おうとする場合（同法第九条の九第五項の規定により同項第二号に掲げる事業を行おうとする場合を含む。）において不特定かつ多数の者を相手方とするこれらの事業に関する事項
四 法第九条の八第八項の規定により同項に規定する信託業に係る事業（同法第九条の九第五項の規定により同項第三号に掲げる事業を行おうとするときを含む。）に関する事項	四 法第九条の八第八項の規定により同項に規定する信託業に係る事業（同法第九条の九第五項の規定により同項第三号に掲げる事業を行おうとするときを含む。）に関する事項
五 法第九条の八第九項の規定により同項に規定する事業（同法第九条の九第五項の規定により同項第四号に掲げる事業を行おうとするときを含む。）に関する事項	五 法第九条の八第九項の規定により同項に規定する事業（同法第九条の九第五項の規定により同項第四号に掲げる事業を行おうとするときを含む。）に関する事項

六 協同組合による金融事業に関する法律第三条第一項の規定による認可を受けて行う次に掲げる事業

イ 協同組合による金融事業に関する法律第三条第一項第一号に掲げる法第九条の八第二項第一号に規定する為替取引（法第九条の九第五項の規定により行う同号に掲げる事業を含む。）

（削除）

（削除）

（削除）

（削除）

一 協同組合による金融事業に関する法律第三条第一項の規定による認可を受けて行う次に掲げる事業

イ 協同組合による金融事業に関する法律第三条第一項第一号に掲げる法第九条の八第二項第一号に規定する為替取引（法第九条の九第五項の規定により行う同号に掲げる事業を含む。）

ロ 協同組合による金融事業に関する法律第三条第一項第二号に掲げる法第九条の八第二項第九号に規定する国債等の募集の取扱い（法第九条の九第五項の規定により行う同号に掲げる事業を含む。）

（削除）

ハ 協同組合による金融事業に関する法律第三条第一項第三号に掲げる法第九条の八第二項第十九号又は第二十号に掲げる事業（法第九条の九第五項第一号の規定により行う法第九条の八第二項第十九号又は第二十号に掲げる事業を含む。）

二 協同組合による金融事業に関する法律第三条第一項第四号に掲げる法第九条の八第七項及び法第九条の九第五項第二号に規定する証券取引法第六十五条第二項各号（金融機関の証券業務の特例）に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う事業

（削除）

ホ 協同組合による金融事業に関する法律第三条第一項第五号に掲げる法第九条の八第八項及び法第九条の九第五項第二号に規定する信託業務に係る事業

ヘ 協同組合による金融事業に関する法律第三条第一項第六号に掲げる法第九条の八第九項に規定する地方債若しくは社債その

他の債券の募集若しくは管理の受託又は担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）により行う担保付社債に関する信託事業（法第九条の九第五項第四号の規定により行う法第九条の八第九項に掲げる事業を含む。）

口 協同組合による金融事業に関する法律第三条第一項第二号に掲げる法第九条の九第五項の規定により行う法第九条の八第二項第四号に規定する会員以外の者（国、地方公共団体その他營利を目的としない法人を除く。）の預金若しくは定期積金の受入れ又は同項第五号に規定する会員以外の者に対する資金の貸付け（手形の割引を含む。）

ト 協同組合による金融事業に関する法律第三条第一項第七号に掲げる法第九条の九第五項の規定により行う法第九条の八第二項第四号に規定する会員以外の者（国、地方公共団体その他營利を目的としない法人を除く。）の預金若しくは定期積金の受入れ又は同項第五号に規定する会員以外の者に対する資金の貸付け（手形の割引を含む。）

七|十 (略)

二 協同組合による金融事業に関する法律第四条の二第二項 又は第四条の四第三項 の規定による認可を受けた認可対象会社（同法第四条の二第三項 又は第四条の四第三項 に規定する認可対象会社をいう。）を子会社（同法第四条第一項 に規定する子会社をいう。）としようとするとき

三 金融先物取引法第五十六条 の規定による登録を受けて行う金

融先物取引業

四| 従たる事務所の設置、位置の変更（主たる事務所の位置の変更を含む。）、種類の変更（従たる事務所であつて主たる事務所又は他の従たる事務所の名義をもつて事業が行われているものへ以下この号において「出張所」という。）から出張所以外の従たる事務所へ及び出張所以外の従たる事務所から出張所への変更をいう。）、廃止又は名称の変更

五| 法令の改正に伴う規定の整理その他の金融庁長官が定める事項

○ 船主相互保険組合法施行規則（昭和二十五年大蔵省・運輸省令第一号）

	改 正 案	現 行
	(船主相互保険組合が行う業務の代理又は事務の代行)	(新設)
2	<p>第一条の二 法第四条第一項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 損害保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第四項（定義）に規定する損害保険会社をいう。次項において同じ。）</p> <p>二 他の船主相互保険組合（法第二条第一項（定義）に規定する船主相互保険組合をいう。以下同じ。）</p> <p>三 外国保険業者（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第六項（定義）に規定する外国保険業者をいう。次項において同じ。）</p>	
1	<p>法第四条第一項第一号に規定する内閣府令で定める業務の代理又は事務の代行は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 他の船主相互保険組合、損害保険会社又は外国保険業者の次に掲げる事務の代行その他の保険業に係る事務の代行</p> <p>イ 保険の引受けその他の業務に係る書類等の作成及び授受等</p> <p>ロ 保険料の収納事務及び保険金等の支払事務</p> <p>ハ 保険事故その他の保険契約に係る事項の調査</p> <p>ニ 保険募集を行う者の教育及び管理</p> <p>二 他の船主相互保険組合、損害保険会社又は外国保険業者の保険</p>	

契約の締結の代理（媒介を含む。）、損害査定の代理その他の保険業に係る業務の代理であつて、船主相互保険組合が行うことが組合員の利便の増進等の観点から合理的であるもの

3 法第四条第一項第二号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 出資
- 二 融資
- 三 担保の設定

三 当該船舶に所有、賃借又は第一号若しくは第二号に掲げる行為をしている法人の債務につき無限の責任を負つていること

4 法第四条第一項第二号に規定する内閣府令で定める費用及び責任は、次に掲げるものとする。

- 一 船舶がその運航に伴つて浮標、桟橋、ドック、海底電線、漁具その他の物に加えた損害についての当該船舶に出資等（法第四条第一項第二号に規定する出資等をいう。）をしている者（以下この条において「出資者等」という。）の賠償責任
- 二 船舶の運航に伴つて生ずる人命救助費及び傷害疾病に対する療養費であつて、当該船舶の出資者等が負担し、又は賠償しなければならないもの

- 三 検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第十四条第一項、第二十二条第三項又は第二十三条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）（汚染等をした船舶等についての措置）の措置がとられた船舶について、出資者等が負担すべき当該措置に要

する費用

四 前各号に掲げるもののほか、船舶の運航に伴つて生ずる費用で出資者等の負担しなければならないもの及び船舶の運航に伴つて生ずる損害についての出資者等の賠償責任

(業務の代理又は事務の代行等の承認の申請等)

第一条の三 船主相互保険組合は、法第四条第三項の規定による同条第一項第一号又は第二項第一号に係る承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 法第四条第一項第一号又は第二項第一号に規定する業務の代理又は事務の代行(次項において「業務代理等」という。)に係る業務又は事務の内容を記載した書面

三 その他参考となるべき事項を記載した書面

2 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、業務代理等に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況、当該業務代理等の運営に係る体制等に照らし、当該承認の申請をした船主相互保険組合が当該業務代理等を的確、公正かつ効率的に遂行することができると認められるかどうかを審査するものとする。

3 船主相互保険組合は、法第四条第三項の規定による同条第一項第二号又は第二項第一号に係る承認を受けようとするとときは、承認申

(新設)

請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該損害保険事業に係る出資者等が出資等をしている船舶に係る組合員（組合員となるうとする者を含む。）の商号、名称又は氏名

三 その他参考となるべき事項を記載した書面

4 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該損害保険事業に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用者の確保の状況、当該損害保険事業の運営に係る体制等に照らし、当該承認の申請をした船主相互保険組合が当該損害保険事業を的確、公正かつ効率的に遂行することができると認められる」と。

二 当該出資者等に係る当該損害保険の引受けが、当該船主相互組合の的確、公正かつ効率的な遂行に支障を及ぼすおそれのないものである」と。

（組合員の資格）

第一条の四 法第七条第一項に規定する内閣府令で定める者は、漁船（法第二条第一項に規定する漁船をいう。）以外の木船又は小型鋼船（同項に規定する小型鋼船をいう。）の所有者又は賃借人とする。

（新設）

2 法第七条第一項に規定する内閣府令で定める者は、本船以外の船舶の所有者、賃借人、用船者、運航受託者、船舶管理者又は船員配乗者とする。

(設立認可の審査)

第一条の五 内閣総理大臣は、法第十六条第一項の規定による設立の認可の申請に係る法第十七条第一項に規定するその事業が健全に行われ公益に反しないと認められる場合であるかどうかの審査をするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一～五 (略)

六

イ～ハ (略)

二 損害保険事業に係る業務又は事務を委託する場合においては
、損害保険事業に係る業務を的確、公正かつ効率的に遂行する
'」ができる」と。

(設立認可の審査)

第一条の二 内閣総理大臣は、法第十六条第一項の規定による設立の認可の申請に係る法第十七条第一項に規定するその事業が健全に行われ公益に反しないと認められる場合であるかどうかの審査をするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一～五 (略)

六

イ～ハ (略)

(新設)

(定款等の記載事項の変更の認可申請等)

第一条の六 (略)

(定款等の記載事項の変更の認可申請等)

第一条の三 (略)

(事業方法書)

第四条 事業方法書には、次の事項を定めなければならない。

(事業方法書)

第四条 事業方法書には、次の事項を定めなければならない。

一・二 (略)

三 認可申請者の委託を受けて当該認可申請者のために保険募集を行ふ者の保険募集に係る権限に関する事項

四・十一 (略)

一・三 (略)

(新設)

三・十 (略)

証券会社の行為規制等に関する内閣府令（昭和四十年大蔵省令第六十号）

改 正 案	現 行
<p>（業務の状況につき是正を加えることが必要な場合）</p> <p>第十条 法第四十三条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四の三 （略）</p> <p>五 証券会社が、本店その他の営業所を金融機関（銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二条第一項に規定する協同組織金融機関（以下「協同組織金融機関」という。）、信託会社その他令第一条の九各号に掲げる金融機関をいう。）の本店その他営業所若しくは事務所又はその代理店若しくは銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第一百八十三号）第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、農業協同組合法（昭和二十二年法律第二百八十三号）第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二百二十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三</p>	<p>（業務の状況につき是正を加えることが必要な場合）</p> <p>第十条 法第四十三条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四の三 （略）</p> <p>五 証券会社が、本店その他の営業所を金融機関（銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二条第一項に規定する協同組織金融機関（以下「協同組織金融機関」という。）、信託会社その他令第一条の九各号に掲げる金融機関をいう。）の本店その他営業所若しくは事務所又はその代理店と同一の建物に設置してその業務を営む場合において、顧客が当該証券会社を当該金融機関と誤認することを防止するための適切な措置を講じていないと認められる状況</p>

号) 第九十五条の二第二項に規定する農林中央金庫代理業者の営業所又は事務所と同一の建物に設置してその業務を営む場合において、顧客が当該証券会社を当該金融機関と誤認することを防止するための適切な措置を講じていないと認められる状況

六〇十五 (略)

十六 証券業を実施する組織（金融機関代理業務（証券会社に関する内閣府令第「十五条规定第十八号に規定する金融機関代理業のうち事業のための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介に係る業務をいう。以下同じ。）を併せて実施する組織に限る。次条第十二号において同じ。）の業務を統括する役員又は使用人が、有価証券（法第六十五条第二項第一号に掲げる有価証券並びに法第二一条第一項第九号に掲げる有価証券であつて同項第一号及び第二号の性質を有する有価証券を除く。以下この号、第十二条第十二号及び第十二条第一項第一号において同じ。）の発行者である顧客の非公開融資等情報（金融機関代理業務に従事する役員若しくは使用人が職務上知り得たその顧客の営む事業に係る公表されていない情報その他の特別な情報であつて証券業に従事する役員若しくは使用人が勧誘する当該有価証券に係る顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの又は証券業に従事する役員若しくは使用人が職務上知り得たその顧客の有価証券の売買等に係る注文の動向その他の特別な情報であつて当該有価証券の発行者に係る金融機関代理業務に重要な影響を及ぼすと認められるものをいう。以下この号及び次条第十二号において同じ。）を自ら取得又は金融機関代理業務に従事する役員若しくは使用人から受領して、当該有価証券に係る法第二一条第八項各号に掲げる行為の勧誘を行つてゐる状況

六〇十五 (略)
(新設)

(当該統括する役員又は使用人が当該非公開融資等情報を証券業に従事する役員又は使用人に提供している状況を含む)。ただし、非公開融資等情報(法人関係情報を除く。次条第十二条において同じ。)の提供につき、事前に顧客の書面による同意を得ている場合を除く。

(その他業務を営む場合の禁止行為)

第十一条 法第四十四条第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〇十 (略)

十一 資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介の条件として、法第二条第八項の取引をする行為又は

当該行為を勧誘する行為(第四条第二号に掲げる行為によつてするものを除く。)

十二 証券業に従事する役員又は使用人が、有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報を金融機関代理業務に従事する役員若しくは使用人から受領し、又は金融機関代理業務に従事する役員若しくは使用人に提供する行為。ただし、次に掲げる場合及び証券業を実施する組織の業務を統括する役員又は使用人に提供する場合を除く。

イ 非公開融資等情報の提供につき、事前に顧客の書面による同意を得て提供する場合

ロ 証券業に係る法令を遵守するために、金融機関代理業務に従事する役員又は使用人から非公開融資等情報を受領する必要があると認められる場合

十三 金融機関代理業務に従事する役員又は使用人が、職務上知り

(その他業務を営む場合の禁止行為)

第十一条 法第四十四条第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〇十 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

得た公表されていない情報であつて有価証券の投資判断に影響を及ぼすと認められるものに基づいて、有価証券の売買その他の取引等をする行為

(弊害防止措置)

第十二条 法第四十五条第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 証券会社が、その親法人等又は子法人等に対して借入金に係る債務を有する者が発行する有価証券の引受人となる場合において、当該有価証券に係る手取金が当該借入金に係る債務の弁済に充てられることを知りながら、その事情を顧客に告げることなく当該有価証券を売却すること又はその事情を証券仲介業者の委託を行う登録金融機関若しくは証券仲介業者に告げることなく当該登録金融機関若しくは証券仲介業者に当該有価証券に係る法第二条第十一項第一号に掲げる行為(当該有価証券の引受けを行つた証券会社が引受人となつた日から六月を経過するまでの間に当該有価証券を売却するものに係るものに限る。)又は同項第三号に掲げる行為を行わせること(当該証券会社が当該有価証券を買い戻すことを約している場合を除く。)。

二一六 (略)

七 証券会社又はその取締役、執行役、監査役若しくは使用人が発行者又は顧客(以下この条において「発行者等」という。)に関する非公開情報(発行者である会社の運営、業務若しくは財産に

(弊害防止措置)

第十二条 法第四十五条第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 証券会社が、その親法人等又は子法人等に対して借入金に係る債務を有する者が発行する有価証券(法第六十五条第二項第一号に掲げる有価証券並びに法第二条第一項第九号に掲げる有価証券であつて同項第一号及び第二号の性質を有する有価証券を除く。)の引受人となる場合において、当該有価証券に係る手取金が当該借入金に係る債務の弁済に充てられることを知りながら、その事情を顧客に告げることなく当該有価証券を売却すること又はその事情を証券仲介業者の委託を行う登録金融機関若しくは証券仲介業者に告げることなく当該登録金融機関若しくは証券仲介業者に当該有価証券に係る法第二条第十一項第一号に掲げる行為(当該有価証券の引受けを行つた証券会社が引受人となつた日から六月を経過する日までの間に当該有価証券を売却するものに係るものに限る。)又は同項第三号に掲げる行為を行わせること(当該証券会社が当該有価証券を買い戻すことを約している場合を除く。)。

二一六 (略)

七 証券会社又はその取締役、執行役、監査役若しくは使用人が発行者又は顧客(以下この条において「発行者等」という。)に関する非公開情報(発行者である会社の運営、業務若しくは財産に

関する公表されていない重要な情報であつて顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの又は当該証券会社若しくはその親法人等若しくは子法人等の取締役、執行役若しくは監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。以下この号において同じ。）若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買等に係る注文の動向その他の特別の情報をいう。以下この号において同じ。）を、その親法人等若しくは子法人等から受領し、若しくはその親法人等若しくは子法人等に提供すること（当該証券会社若しくはその親法人等若しくは子法人等又はそれらの取締役、執行役若しくは監査役若しくは使用人による非公開情報の提供につき事前に当該発行者等の書面による同意がある場合、親法人等若しくは子法人等に証券仲介業に係る委託を行う場合であつて、証券仲介業者に関する内閣府令第十五条第九号イからハまでに掲げる情報を受領する場合及び第十条第十五号イからハまでに掲げる情報を提供する場合、親銀行等若しくは子銀行等に証券仲介業務（金融機関の証券業務に関する内閣府令（平成十年総理府・大蔵省令第三十五号）第六条第三号に規定する証券仲介業務をいう。）に係る委託を行う場合であつて、同府令第二十七条第十五号イ若しくはロに掲げる情報を受領する場合及び第十条第十五号イからハまでに掲げる情報を提供する場合、親銀行等若しくは子銀行等である所属金融機関（銀行法第二条第十六条項に規定する所属銀行、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する所属長期信用銀行、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する所属信用金庫、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する所属信用協同組合、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する所属労働金庫、農業協同組合法第九十二条の一第一

関する公表されていない重要な情報であつて顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの又は当該証券会社若しくはその親法人等若しくは子法人等の取締役、執行役若しくは監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。以下この号において同じ。）若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買等に係る注文の動向その他の特別の情報をいう。以下この号において同じ。）を、その親法人等若しくは子法人等から受領し、若しくはその親法人等若しくは子法人等に提供すること（当該証券会社若しくはその親法人等若しくは子法人等又はそれらの取締役、執行役若しくは監査役若しくは使用人による非公開情報の提供につき事前に当該発行者等の書面による同意がある場合、親法人等若しくは子法人等に証券仲介業に係る委託を行う場合であつて、証券仲介業者に関する内閣府令第十五条第九号イからハまでに掲げる情報を受領する場合及び第十条第十五号イからハまでに掲げる情報を提供する場合、親銀行等若しくは子銀行等に証券仲介業務（金融機関の証券業務に関する内閣府令（平成十年総理府・大蔵省令第三十五号）第六条第三号に規定する証券仲介業務をいう。）に係る委託を行う場合であつて、同府令第二十七条第十五号イ若しくはロに掲げる情報を受領する場合及び第十条第十五号イからハまでに掲げる情報を提供する場合並びに次のイからハまでに掲げるものを算出するため当該証券会社がその親銀行等又は子銀行等に顧客への信用の供与等の額を提供する場合を除く。）又は親法人等若しくは子法人等から取得した顧客に関する非公開情報（当該親法人等若しくは子法人等が当該顧客の書面による同意を得ずに提供したものに限る。）を利用して有価証券の売買その他の取引等を勧誘すること。

三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法第百二

十一條の二第三項に規定する特定信用事業代理業者及び農林中央金庫法第九十五條の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。以下同じ。）の委託を受けて金融機関代理業を行う場合であつて、第七項第一号若しくは第二号に掲げる情報を受領する場合及び同項第三号若しくは第四号に掲げる情報を提供する場合並びに次のイからホまでに掲げるものを算出するため当該証券会社がその親銀行等又は子銀行等に顧客への信用の供与等の額を提供する場合を除く。）又は親法人等若しくは子法人等から取得した顧客に関する非公開情報（当該親法人等若しくは子法人等が当該顧客の書面による同意を得ずに提供したものに限る。）を利用して有価証券の売買その他の取引等を勧誘すること。

イ 銀行法第十三条第二項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第一項、労働金庫法第九十四条第一項及び協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項の規定において準用する場合を含む。）に規定する信用の供与等の額及び合算信用供与等限度額

イ 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条第二項（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第一百八十七号）第十七条、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項及び協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第二百八十三号）第六条第一項の規定において準用する場合を含む。）に規定する信用の供与等の額及び合算信用供与等限度額

ロ （略）

ハ 農林中央金庫法第五十八条第二項に規定する信用の供与等の額及び合算信用供与等限度額
二 農業協同組合法第十二条の四第二項に規定する信用の供与等の額及び合算信用供与等限度額

ロ （略）

ハ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十八条第二項に規定する信用の供与等の額及び合算信用供与等限度額
二 農業協同組合法（昭和二十二年法律第二百三十二号）第十二条の四第二項に規定する信用の供与等の額及び合算信用供与等限度額

ホ 水産業協同組合法第十一條の八第二項に規定する信用の供与等の額及び合算信用供与等限度額

八 証券会社が、その親銀行等又は子銀行等と電子情報処理組織

(当該電子情報処理組織が当該証券会社とその親銀行等又は子銀行等との間で情報の伝達が行えないよう措置されているものを除く。)を共有すること(金融機関の証券業務に関する内閣府令第二十七条第十五号イ若しくはロ若しくは第十条第十五号イからハまでに掲げる顧客情報又は第七項第一号から第四号までに掲げる顧客情報の伝達のために共有する場合を除く。)。

九・十 (略)

256 (略)

7 第一項第七号の親銀行等若しくは子銀行等である所属金融機関から受領し、又は提供する情報は、次に掲げるものとする。

- 一 証券会社が親銀行等若しくは子銀行等である所属金融機関の委託を受けて行う金融機関代理業に係る情報
- 二 証券会社が親銀行等若しくは子銀行等である所属金融機関の委託を受けて行う金融機関代理業に係る法令を遵守するために受領する必要があると認められる情報

三 証券会社が親銀行等若しくは子銀行等である所属金融機関の委託を受けて行う金融機関代理業を行つために所属金融機関に対し提供する必要があると認められる情報

四 証券会社が親銀行等若しくは子銀行等である所属金融機関から委託を受けて行う金融機関代理業により知り得た情報であつて、証券会社が法令を遵守するため、当該所属金融機関に提供する必要があると認められる情報

ホ 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条の八第二項に規定する信用の供与等の額及び合算信用供与等限度額

八 証券会社が、その親銀行等又は子銀行等と電子情報処理組織

(当該電子情報処理組織が当該証券会社とその親銀行等又は子銀行等との間で情報の伝達が行えないよう措置されているものを除く。)を共有すること(金融機関の証券業務に関する内閣府令第二十七条第十五号イ若しくはロ又は第十条第十五号イからハまでに掲げる顧客情報の伝達のために共有する場合を除く。)。

九・十 (略)

256 (略)

(新設)

○ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）

改 正 案

現 行

（信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項）

第二十一条 1～3 （略）

4 信託業務を営む金融機関は、本店その他の営業所又は事務所を他の信託会社、外国信託会社又は金融機関（令第二条各号に掲げる金融機関をいう。以下この項及び次項において同じ。）の本店その他の営業所、事務所、代理店若しくは銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第一百八十三号）第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、農業協同組合法（昭和二十二年法律第一百八十三号）第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第一百二十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者の営業所又は事務所と同一の建物に設置してその業務を営む場合には、顧客が当該信託業務を営む金融機関を当該他の信託会社、外国信託会社又は金融機関であると誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

（信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項）

第二十一条 1～3 （略）

4 信託業務を営む金融機関は、本店その他の営業所又は事務所を他の信託会社、外国信託会社又は金融機関（令第二条各号に掲げる金融機関をいう。以下この項及び次項において同じ。）の本店その他の営業所、事務所若しくは代理店と同一の建物に設置してその業務を営む場合には、顧客が当該信託業務を営む金融機関を当該他の信託会社、外国信託会社又は金融機関であると誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

（信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項）

第二十一条 1～3 （略）

4 信託業務を営む金融機関は、本店その他の営業所又は事務所を他の信託会社、外国信託会社又は金融機関（令第二条各号に掲げる金融機関をいう。以下この項及び次項において同じ。）の本店その他の営業所、事務所若しくは代理店と同一の建物に設置してその業務を営む場合には、顧客が当該信託業務を営む金融機関を当該他の信託会社、外国信託会社又は金融機関であると誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

當む金融機関を当該他の信託会社、外国信託会社又は金融機関であると誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならぬ。

5～8 (略)

(同一人に対する信用の供与等)

第二十五条 令第十二条に規定する貸出金として内閣府令で定めるものは、資金の貸付け又は手形の割引のうち別紙様式第八号中の信託

財産残高表の貸出金勘定に計上されるものとする。

2 令第十二条に規定する貸出金の信用の供与としての額は、同一人に対する前項に規定する貸出金（以下この項において「貸出金」という。）の額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一 当該信託業務を當む金融機関に対する預金若しくは貯金又は定期積金（令第二条第一号に掲げる金融機関にあつては、銀行法第二条第四項に規定する定期積金等）の債権を担保とする貸出金の額のうち当該担保の額

二～五 (略)

5～8 (略)

(同一人に対する信用の供与等)

第二十五条 令第十二条に規定する貸出金として内閣府令で定めるものは、資金の貸付け又は手形の割引のうち別紙様式第八号中の信託

財産残高表の貸出金勘定に計上されるものとする。

2 令第十二条に規定する貸出金の信用の供与としての額は、同一人に対する前項に規定する貸出金（以下この項において「貸出金」という。）の額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一 当該信託業務を當む金融機関に対する預金若しくは貯金又は定期積金（令第二条第一号に掲げる金融機関にあつては、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第四項に規定する定期積金等）の債権を担保とする貸出金の額のうち当該担保の額

二～五 (略)

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則（昭和六十一年大蔵省令第五十四号）

改 正 案	現 行
<p>（投資顧問業者の禁止行為）</p> <p>第二十六条 法第二十二条第一項第八号（法第九条第四項及び附則第三条第二項において適用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一・五 （略）</p>	<p>（投資顧問業者の禁止行為）</p> <p>第二十六条 法第二十二条第一項第八号（法第九条第四項及び附則第三条第二項において適用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一・五 （略）</p>
<p>六 他の業務を通じて得られた法人関係情報（証券会社の行為規制等に関する内閣府令（昭和四十年大蔵省令第六十号）第四条第九号に規定する法人関係情報をいう。第二十九条の二第一項第六号において同じ。）を利用して助言を行うこと。</p> <p>（略）</p>	<p>（新設）</p> <p>第二十六条 法第二十二条第一項第八号（法第九条第四項及び附則第三条第二項において適用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一・五 （略）</p>
<p>（投資顧問業者が信託業務を営む場合の禁止行為）</p> <p>第二十六条の九 法第二十三条の六第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>（投資顧問業者が信託業務を営む場合の禁止行為）</p> <p>第二十六条の九 法第二十三条の六第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一・二 （略）</p>
<p>（削る）</p> <p>三 信用の供与を通じて得られた法人関係情報（証券会社の行為規制等に関する内閣府令（昭和四十年大蔵省令第六十号）第四条第九号に規定する法人関係情報をいう。第三十条の七第三号において同じ。）を利用して助言を行うこと。</p>	

(認可投資顧問業者の禁止行為)

第二十九条の二

- 一・五 (略)
六 他の業務を通じて得られた法人関係情報を利用して投資を行
うこと。

(認可投資顧問業者の禁止行為)

第二十九条の二 法第三十条第一項第八号（法第九条第四項及び附則第三条第二項において適用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・五 (略)
(新設)

2 (略)

(認可投資顧問業者が信託業務を営む場合の禁止行為)

第三十条の七 法第三十一条の六第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・二 (略)

(削る)

(認可投資顧問業者が信託業務を営む場合の禁止行為)

第三十条の七 法第三十一条の六第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・二 (略)

- 三 信用の供与を通じて得られた法人関係情報を利用して投資を行
うこと。

○ 金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）

改 正 案

現 行	改 正 案
<p>1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証票は、別紙様式一による。ただし、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条（同法第二十七条规定の二十二条の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項、第二百八十五条の五並びに第二百八十七条第四号（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第三十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査並びに証券取引法第二百九十四条の六第二項、外国証券業者に関する法律第四十二条第二項、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第一百四十五条第二項及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）第十四条第四項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。</p> <p>一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十五条第三項（同法第四十三条第三項及び第四十六条第三項、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十六条第二項及び第十七条、信 用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項</p>	<p>1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証票は、別紙様式一による。ただし、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条（同法第二十七条规定の二十二条の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項、第二百八十五条の五並びに第二百八十七条第四号（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第三十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査並びに証券取引法第二百九十四条の六第二項、外国証券業者に関する法律第四十二条第二項、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第一百四十五条第二項及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）第十四条第四項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。</p> <p>一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十五条第三項（同法第四十六条第三項、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第一百八十七号）第十七条、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二</p>

、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項並びに協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条第一項において準用する場合を含む。）、第四十七条第二項において適用する第二十五条第三項、第五

（十七号）第九十四条第一項及び協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第二百八十三号）第六条第一項において準用する場合を含む。）及び第五十二条の十六第三項（長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）

十二条の八第二項（長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）、第五十二条の十二第二項（長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）、第五十二条の三十二第三項（長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）、第五十二条の五十四第二項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第三項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合法（昭和二十二年法第百三十二号）第九十二条の四第一項、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第一百二十二条の四第一項並びに農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の四第一項において準用する場合並びに農業協同組合法第九十二条の三第二項、水産業協同組合法第一百二十一条の三第二項及び農林中央金庫法第九十五条の三第二項において適用する場合を含む。）並びに銀行法第五十二条の六十一第二項において適用する第五十二条の五十四第二項（同法第四十七条第一項、長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第三項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する場合を含む。）

一の二 農林中央金庫法第八十四条第三項

新設

一の三 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業

(新設)

の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第三十

八条第二項

二の五 （略）

五の二 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第二

(新設)

十三條の十七第二項において準用する同法第二十三条の一第二項

六の三十三 （略）

二の四 （略）

二の五 （略）

(新設)

六の三十三 （略）

(略)

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改 正 案

（業務の代理又は事務の代行）

第五十一条 法第九十八条第一項第一号に規定する内閣府令で定める業務の代理又は事務の代行は、次に掲げるものとする。

- 一 他の保険会社（外国保険業者を含む。）の次に掲げる事務の代行その他の保険業に係る事務の代行
- イ 保険の引受けその他の業務に係る書類等の作成及び授受等

ロ 保険料の収納事務及び保険金等の支払事務

ハ 保険事故その他の保険契約に係る事項の調査

二 保険募集を行う者の教育及び管理

二 他の保険会社（外国保険業者を含む。）の保険契約の締結の代理（媒介を含む。）、損害査定の代理その他の保険業に係る業務の代理であつて、保険会社が行うことが保険契約者等の利便の増進等の観点から合理的であるもの

三 銀行代理業（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二

条第十四項に規定する銀行代理業、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十六条の五第二項に規定する长期信用銀行代理業、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の二第二項に規定する信用金庫代理業、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条

現 行

（業務の代理又は事務の代行）

第五十一条 法第九十八条第一項第一号に規定する内閣府令で定める業務の代理又は事務の代行は、次に掲げるものとする。

- 一 他の保険会社（外国保険業者を含む。）の次に掲げる事務の代行その他の保険業に係る事務の代行
- イ 保険の引受けその他の業務に係る書類等の作成及び授受等

ロ 保険料の収納事務及び保険金等の支払事務

ハ 保険事故その他の保険契約に係る事項の調査

二 保険募集を行う者の教育及び管理

二 他の保険会社（外国保険業者を含む。）の保険契約の締結の代理（媒介を含む。）、損害査定の代理その他の保険業に係る業務の代理であつて、保険会社が行うことが保険契約者等の利便の増進等の観点から合理的であるもの

（新設）

の二第二項に規定する労働金庫代理業、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の三第二項に規定する信用協同組合代理業、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二条の二第二項及び水産業協同組合法（昭和二十三年法律第一百四十一号）第一百一十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業並びに農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十二条の二第二項に規定する農林中央金庫代理業をいう。）

四 他の保険会社（外国保険業者を含む。）その他金融業を行う者の資金の貸付けの代理又は資金の貸付けに係る事務の代行（前号に規定する業務を除く。）

五 （略）

（信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項）

第五十二条の二十四 1～3 （略）

4 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、本店等（令第十三条の五第一項第一号に定める本店等をいう。）その他の営業所又は事務所を他の保険金信託業務を行う生命保険会社等、信託会社、外国信託会社又は金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第二条各号に掲げる金融機関をいう。以下この項において同じ。）の本店その他の営業所、事務所若しくは銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第一条第十五項に規

三 他の保険会社（外国保険業者を含む。）その他金融業を行う者の資金の貸付けの代理又は資金の貸付けに係る事務の代行

四 （略）

（信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項）

第五十二条の二十四 1～3 （略）

4 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、本店等（令第十三条の五第一項第一号に定める本店等をいう。）その他の営業所又は事務所を他の保険金信託業務を行う生命保険会社等、信託会社、外国信託会社又は金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第二条各号に掲げる金融機関をいう。以下この項において同じ。）の本店その他の営業所、事務所若しくは代理店と同一の建物に設置してその業務を當

定する銀行代理業者、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百八十三号）第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第一百二十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者の営業所又は事務所と同一の建物に設置してその業務を當む場合には、顧客が当該保険金信託業務を行う生命保険会社等を当該他の保険金信託業務を行う生命保険会社等、信託会社、外国信託会社又は金融機関であると誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

5 (略)

第五十三条の八 保険会社は、その業務を第三者に委託する場合には

、当該業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者に委託するための措置
- 二 当該業務の委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）における当該業務の実施状況を、定期的、又は必要に応

む場合には、顧客が当該保険金信託業務を行う生命保険会社等を当該他の保険金信託業務を行う生命保険会社等、信託会社、外国信託会社又は金融機関であると誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

5 (新設)

じて確認すること等により、受託者が当該業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、受託者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置

三 受託者が行う当該業務に係る顧客からの苦情を適切かつ迅速に処理するため必要な措置

- 四 受託者が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託する等、保険契約者等の保護に支障が生じること等を防止するための措置
- 五 保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るために必要がある場合には、当該委託に係る契約の変更又は解除をする等必要な措置を講ずるための措置

(銀行等が生命保険募集人として保険募集を行うことのできる場合)

第二百十一条 (略)

- 2 生命保険募集人である銀行等又はその役員若しくは使用人が前項各号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行うときは

、当該銀行等は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- 一 銀行等が、顧客に関する情報の利用について、次に掲げる措置を講じていること。

イ その業務（保険募集に係るものと除く。）において取り扱う顧客に関する非公開金融情報（その役員又は使用人が職務上知り得た顧客の預金、為替取引又は資金の借入れに関する情報その他の顧客の金融取引又は資産に関する公表

第二百十一条 (略)

- 2 生命保険募集人である銀行等又はその役員若しくは使用人が前項各号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行うときは

、当該銀行等は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- 一 銀行等が、顧客に関する情報の利用について、次に掲げる措置を講じていること。

イ その業務（保険募集に係るものと除く。）において取り扱う顧客に関する非公開金融情報（その役員又は使用人が職務上知り得た顧客の預金、為替取引又は資金の借入れに関する情報その他の顧客の金融取引又は資産に関する公表

されていない情報（第五十三条の九に規定する情報及び第五十三条の十に規定する特別の非公開情報を除く。）をい
う。次条第二項第一号及び第二百十一条の三第二項第一号及び第二百三十四条第一項第十八号において同じ。）が、事
前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく保険募集に係る業務（顧客が次項に規定する銀行等生命保険募集制限先に該当するかどうかを確認する業務を除く。）に利用されないことを確保するための措置

ロ その保険募集に係る業務において取り扱う顧客に関する非公開保険情報（その役員又は使用人が職務上知り得た顧客の生活、身体又は財産その他の事項に関する公表され
ていない情報で保険募集のために必要なもの（第五十三条の九に規定する情報及び第五十三条の十に規定する特別の非公開情報を除く。）をいう。次条第二項第一号及び第二百十一条の三第二項第一号及び第二百三十四条第一項第十八号において同じ。）が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく保険募集に係る業務（顧客が次項に規定する銀行等生命保険募集制限先に該当するかどうかを確認する業務を除く。）に利用されないことを

確保するための措置

ロ その保険募集に係る業務において取り扱う顧客に関する非公開保険情報（その役員又は使用人が職務上知り得た顧客の生活、身体又は財産その他の事項に関する公表され
ていない情報で保険募集のために必要なもの（第五十三条の九に規定する情報及び第五十三条の十に規定する特別の非公開情報を除く。）をいう。次条第二項第一号及び第二百十一条の三第二項第一号において同じ。）が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく資金の貸付けその他の保険募集に係る業務以外の業務に利用されないことを確保するための措置

二・三 (略)

3・6 (略)

(保険会社の子会社の範囲等)

第五十六条の二 (略)

二・三 (略)

3・6 (略)

(保険会社の子会社の範囲等)

第五十六条の二 (略)

2 法第百六条第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三十四 (略)

三十五 主として銀行持株会社、長期信用銀行持株会社(長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。)若しくは子会社対象会社に該当する会社(銀行、長期信用銀行又は銀行業を営む外国の会社に限る。)の業務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売(プログラムの販売に伴い必要な附属機器の販売を含む。)を行う業務及び計算受託業務

三十六～四十七 (略)

(保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為)

第二百三十四条 法第三百条第一項第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～十二 (略)

十三 生命保険募集人、損害保険代理店若しくは保険仲立人である銀行等の特定関係者(銀行法施行令(昭和五十七年三月政令第四十号)第四条の二第一項第一号から第四号まで及び第六号から第十一号まで(長期信用銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十二号)第六条第一項において準用する場合を含む。)、信用金庫法施行令(昭和四十三年政令第百四十二号)第十二条の二第一項第一号、第三号及び第四号、労働金

2 法第百六条第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三十四 (略)

三十五 主として銀行持株会社、長期信用銀行持株会社(長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。)若しくは子会社対象会社に該当する会社(銀行、長期信用銀行又は銀行業を営む外国の会社に限る。)の業務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売(プログラムの販売に伴い必要な附属機器の販売を含む。)を行う業務及び計算受託業務

三十六～四十七 (略)

(保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為)

第二百三十四条 法第三百条第一項第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～十二 (略)

十三 生命保険募集人、損害保険代理店若しくは保険仲立人である銀行等の特定関係者(令第三十八条に定める金融機

関(同条第五号に掲げるものを除く。)のうち、同条第四号に掲げる金融機関にあっては農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第五十九条、令第三十八条第七号に掲げる金融機関にあっては農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十二条の五、令第三十八条

庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第五条の二第一項第一号、第三号及び第四号、協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第三条の二第一項第一号、第三号及び第四号、農業協同組合法施行令第五条の四第一号及び第二号、水産業協同組合法施行令第九条第一項第一号、第三号及び第四号並びに農林中央金庫法施行令第六条第一項第一号、第三号及び第四号に規定する者をいう。以下この項において同じ。）又はその役員若しくは使用者が、自己との間で保険契約の締結の代理又は媒介を行うことを条件として当該銀行等が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対する信用を供与し、又は信用の供与を約していることその他の取引上の優越的地位を不当に利用していることを知りながら保険募集をする行為

十四・十五（略）

十六 生命保険募集人（生命保険会社（外国生命保険会社等を含む。以下この項において同じ。）の役員若しくは使用人若しくはこれらの使用人又は生命保険会社の委託を受けた者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）の役員若しくは使用人である者を除く。以下この項において同じ。）及び損害保険代理店又は保険仲立人が、その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委

第八号に掲げる金融機関にあつては水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の九、その他の金融機関にあつては銀行法第十三条の二（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条、労働金庫法第九十四条、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第二百八十三号）第六条において準用する場合を含む。）に規定する特定関係者をいう。以下この項において同じ。）又はその役員若しくは使用者が、自己との間で保険契約の締結の代理又は媒介を行うことを条件として当該銀行等が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対する信用を供与し、又は信用の供与を約していることその他の取引上の優越的地位を不当に利用していることを知りながら保険募集をする行為

十四・十五（略）

十六 生命保険募集人（生命保険会社（外国生命保険会社等を含む。以下この号において同じ。）の役員若しくは使用人若しくはこれらの使用人又は生命保険会社の委託を受けた者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもののを含む。）の役員若しくは使用人である者を除く。）及び損害保険代理店又は保険仲立人が、その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該

託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を怠ること。

十七

(略)

十八

保険会社、生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人である銀行代理業者が、次に掲げる措置を怠ること。

イ その銀行代理業（第五十一条第三号に規定する銀行代理業をいう。以下この号において同じ。）において取り扱う顧客に関する非公開金融情報を、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく保険募集に係る業務に利用しないことを確保するための措置

ロ その保険募集に係る業務において取り扱う顧客に関する非公開保険情報を、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務（銀行法第五十二条の四十二第一項（業務の範囲）に規定する銀行代理業に付随する業務をいう。）に利用しないことを確保するための措置

十九 保険会社、生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人である銀行代理業者が、保険募集に係る法令等（法令、法令に基づく行政官庁の处分、当該銀行等の内部規則その他これらに準ずるもの）をいう。以下この号において同じ。）の遵守を確保する業務に係る責任者を保険募集に係る業務を行う営業所又は事務所（他の法令等の遵守を確保する業務が複数の営業所又は事務所を一つの単位（保険募集に係る業務を

情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を怠ること。

十七

(略)

十八

(新設)

(新設)

行う営業所又は事務所を含むものに限る。)として行われて
いる場合にあっては当該単位)ごとに、当該責任者を指揮し
保険募集に係る法令等の遵守を確保する業務を統括管理する
統括責任者を本店又は主たる事務所に、それぞれ配置するた
めに必要かつ適切な措置を怠ること。

- 2| 前項第七号、第十一号、第十二号に規定する行為は、保険会
社(外国保険会社等を含み、生命保険募集人若しくは損害保険
代理店である保険会社を除く。)である銀行代理業者(銀行法
第二条第五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十
六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法
第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、労働金庫
法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、協同組
合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する信
用協同組合代理業者、農業協同組合法第九十二条の二第三項及
び水産業協同組合法第二百二十二条の二第三項に規定する特定信
用事業代理業者並びに農林中央金庫法第九十五条の二第三項に
規定する農林中央金庫代理業者をいう。以下この号において同
じ。)の役員(代表権を有する役員及び監査役を除く。)若し
くは使用人若しくはこれらの人又は生命保険募集人、損害
保険代理店若しくは保険仲立人である銀行代理業者若しくはそ
の役員若しくは使用人について準用する。この場合において、
同項第七号中「当該銀行等」とあるのは「当該銀行代理業者」
と、「信用供与」とあるのは「資金の貸付け又は手形の割引を

(新設)

内容とする契約の締結の代理又は媒介」と、第十一号中「当該銀行等」とあるのは、「当該銀行代理業者及びその所属銀行等」（銀行法第二条第十六条に規定する所属長期信用銀行、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する所属信用金庫、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する所属労働金庫、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する所属信用協同組合、農業協同組合法第九十二条の二第三項及び水産業協同組合法第一百二十二条の二第三項に規定する所属組合並びに農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫をいう。以下この項において同じ。）と読み替えるものとする。

- 3) 第一項第十三号及び第十五号に規定する行為は、保険会社（外国保険会社等を含み、生命保険募集人若しくは損害保険代理店若しくは保険仲立人である銀行代理業者の特定関係者（銀行法施行令第四条の二第一項第十二号から第十八号まで（長期信用銀行法施行令第六条第一項において準用する場合を含む。）、信用金庫法施行令第十一条の二第一項第五号から第十一号まで、労働金庫法施行令第五条の二第一項第五号から第十一号まで、協同組合による金融事業に関する法律施行令第三条の二第五号から第十一号まで、農業協同組合法施行令第五条の二第三号及び水産業協同組合法施行令第六条第一項第五号から第十一号まで並びに農林中央金庫法施行令第六条第一項第五号から第

（新設）

十一号までに規定する者をいう。）又はその役員若しくは使用人について、それぞれ準用する。この場合において、同項第十三号中「当該銀行等が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対して信用を供与し、又は信用の供与を約していること」とあるのは「当該銀行代理業者が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対してその所属銀行等が行う資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結を代理又は媒介し、又は当該代理又は媒介を約していること」と、第十五号中「当該銀行等」とあるのは「当該銀行代理業者を経由してその所属銀行等」と読み替えるものとする。

4
5
8

(略)

2
5
6

(略)

	改 正 案	現 行
	<p>（その他業務）</p> <p>第二十五条 法第三十四条第二項第九号に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一〇十七 （略）</p>	<p>（その他業務）</p> <p>第二十五条 法第三十四条第二項第九号に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一〇十七 （略）</p>
	<p>十八 金融機関代理業（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する銀行代理業、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十六条の五第一項に規定する長期信用銀行代理業、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の二第二項に規定する信用金庫代理業、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条の三第二項に規定する信用協同組合代理業、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の三第二項に規定する労働金庫代理業、農業協同組合法（昭和二十一年法律第二百三十一号）第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二百二十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の二第二項に規定する農林中央金庫代理業をいう。）</p> <p>十九 前各号に掲げる業務に附帯する業務</p>	<p>十八 前各号に掲げる業務に附帯する業務</p>

金融機関の証券業務に関する内閣府令（平成十年総理府・大蔵省令第三十五号）

改 正 案

（業務の状況につき是正を加えることが必要な場合）

第二十七条 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十三条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、証券業務に関する次に掲げるものとする。

一～三 （略）

四 証券仲介業務を実施する組織（融資業務（事業のための融資に係る業務をいう。以下同じ。）又は金融機関代理業務（証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十条第十六号に規定する金融機関代理業務をいう。以下同じ。）を併せて実施する組織に限る。次条第四号において同じ。）の業務を統括する役員又は使用人が、有価証券（証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十条第十六号に規定する有価証券をいう。以下この号及び第二十七条の二において同じ。）の発行者である顧客の非公開融資等情報（融資業務若しくは金融機関代理業務に従事する役員若しくは使用人が職務上知り得たその顧客の営む事業に係る公表されていない情報において同じ。）の発行者である顧客の非公開融資等情報（融資業務若しくは金融機関代理業務に従事する役員若しくは使用人が勧誘する当該有価証券に係る顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの又は証券仲介業務に従事する役員若しくは使用人が勧誘する当該有価証券に係る顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの又は証券仲介業務に従事する役員若しくは使用人が職務上知り得たその顧客の有価証券の売買等に係る注文の動向その他の特別の情報であつて当該有価証券の発行者に係る融資業務に重要な影響を及ぼすと認められるものをいう。以下この号及び次条第四号において同じ。）を自ら取得又は融資業務に従事する役員若しくは使用人から受領して、当該有価証券に係る証券仲介業務の勧誘を行つている状況（当該統括する役員又は使用人が当該非公開融資等情報を証券仲介業務に

現 行

（業務の状況につき是正を加えることが必要な場合）

第二十七条 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十三条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、証券業務に関する次に掲げるものとする。

一～三 （略）

四 証券仲介業務を実施する組織（融資業務（事業のための融資に係る業務をいう。以下同じ。）を併せて実施する組織に限る。）の業務を統括する役員又は使用人が、有価証券（証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十二条第一項第一号に規定する有価証券をいう。以下この号において同じ。）の発行者である顧客の非公開融資等情報（融資業務）に従事する役員若しくは使用人が職務上知り得たその顧客の営む事業に係る公表されていない情報その他の特別な情報であつて証券仲介業務に従事する役員若しくは使用人が勧誘する当該有価証券に係る顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの又は証券仲介業務に従事する役員若しくは使用人が職務上知り得たその顧客の有価証券の売買等に係る注文の動向その他の特別の情報であつて当該有価証券の発行者に係る融資業務に重要な影響を及ぼすと認められるものをいう。以下この号及び次条第四号において同じ。）を自ら取得又は融資業務に従事する役員若しくは使用人から受領して、当該有価証券に係る証券仲介業務の勧誘を行つている状況（当該統括する役員又は使用人が当該非公開融資等情報を証券仲介業務に

において同じ。) を自ら取得又は融資業務若しくは金融機関代理業務に従事する役員若しくは使用人から受領して、当該有価証券に係る証券仲介業務の勧誘を行っている状況(当該統括する役員又は使用人が当該非公開融資等情報を証券仲介業務に従事する役員又は使用人に提供している状況を含む。)。ただし、非公開融資等情報(法人関係情報を除く。次条第四号において同じ。)の提供につき、事前に顧客の書面による同意を得ている場合を除く。

五〇十六 (略)

(証券業務以外の業務を営む場合の禁止行為)

第二十七条の二 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十四条第四号に規定する内閣府令で定める行為は、証券業務に関する次に掲げる行為とする。

- 一 資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は信用の供与の条件として、法第六十五条第二項の取引をする行為又は当該取引を勧誘する行為(第二十一条第二号に掲げる行為によるものと除外する)。
- 二 自己に対し借入金に係る債務を有する者が発行する有価証券に係る手取金が当該借入金に係る債務の弁済に充てられることが知りながら、その事情を顧客に告げることなく当該有価証券に係る法第二条第十一項第一号に掲げる行為(当該有価証券の引受けを行つた委託証券会社が引受人となつた日から六月を経過する日までの間に当該有価証券を売却するものに係るものに限る。)又は同項第三号に掲げる行為を行うこと。

五〇十六 (略)

(証券業務以外の業務を営む場合の禁止行為)

第二十七条の二 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十四条第四号に規定する内閣府令で定める行為は、証券業務に関する次に掲げる行為とする。

- 一 信用の供与の条件として、法第六十五条第二項の取引をする行為又は当該行為を勧誘する行為(第二十一条第二号に掲げる行為によるものと除外する)。
- 二 自己に対して借入金に係る債務を有する者が発行する有価証券(証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十二条第一項第一号に規定する有価証券をいう。以下この条において同じ。)に係る手取金が当該借入金に係る債務の弁済に充てられることを知りながら、その事情を顧客に告げることなく当該有価証券に係る法第二条第十一項第一号に掲げる行為(当該有価証券の引受けを行つた委託証券会社が引受人となつた日から六月を経過する日までの間に当該有価証券を売却するものに係るものに限る。)又は同項第三号に掲げる行為を行うこと。

従事する役員又は使用人に提供している状況を含む。)。ただし、非公開融資等情報(法人関係情報を除く。)の提供につき、事前に顧客の書面による同意を得ている場合を除く。

三 (略)

四 証券仲介業務に従事する役員又は使用人が、有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報を融資業務若しくは金融機関代理業務に従事する役員若しくは使用人から受領し、又は融資業務若しくは金融機関代理業務に従事する役員若しくは使用人に提供すること。ただし、次に掲げる場合及び証券仲介業務を実施する組織の業務を統括する役員又は使用人に提供する場合を除く。

イ 非公開融資等情報の提供につき、事前に顧客の書面による同意（前条第十五号の顧客の書面による同意を含む。）を得て提供する場合

ロ 証券業務に係る法令を遵守するために、融資業務若しくは金融機関代理業務に従事する役員又は使用人から非公開融資等情報を受領する必要があると認められる場合

四の二 金融機関代理業務に従事する役員又は使用人が、職務上知り得た公表されていない情報であつて有価証券の投資判断に影響を及ぼすと認められるものに基づいて、有価証券の売買その他の取引等をする行為

五〇十一 (略)

(弊害防止措置)

第二十七条の四 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十五条第三号に規定する内閣府令で定める行為は、証券業務に関する次に掲げる行為とする。

一〇三 (略)

四 登録金融機関の証券仲介業務に従事する役員又は使用人が発

は同項第三号に掲げる行為を行うこと。

三 (略)

四 証券仲介業務に従事する役員又は使用人が、有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報を融資業務に従事する役員若しくは使用人から受領し、又は融資業務に従事する役員若しくは使用人に提供すること。ただし、次に掲げる場合及び証券仲介業務を実施する組織（融資業務を併せて実施する組織に限る。）の業務を統括する役員又は使用人に提供する場合を除く。

イ 非公開融資等情報（法人関係情報を除く。）の提供につき、事前に顧客の書面による同意（前条第十五号の顧客の書面による同意を含む。）を得て提供する場合

ロ 証券業務に係る法令を遵守するために、融資業務に従事する役員又は使用人から非公開融資等情報を受領する必要があると認められる場合

（新設）

五〇十一 (略)

(弊害防止措置)

第二十七条の四 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十五条第三号に規定する内閣府令で定める行為は、証券業務に関する次に掲げる行為とする。

一〇三 (略)

四 登録金融機関の証券仲介業務に従事する役員又は使用人が発

行者又は顧客（以下この条において「発行者等」という。）に関する非公開情報（発行者である会社の運営、業務若しくは財産に関する公表されていない重要な情報であつて顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの又は当該登録金融機関若しくはその親法人等（銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、同法第五十二条の二十三第一項第十号に掲げる会社（同号イに掲げる業務を當む会社に限る。）、長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社、同項第十号に掲げる会社（同号イに掲げる業務を當む会社に限る。）、保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第十六項に規定する保険持株会社及び同法第二百七十二条の二十二第一項第十二号に掲げる会社（同法第六条第二項第一号に掲げる業務を當む会社に限る。）を除く。以下この号において同じ。）若しくは子法人等（銀行法第十六条の二第一項第十一号に掲げる会社（同条第二項第一号に掲げる從属業務を當む会社に限る。）、長期信用銀行法第十三条の二第一項第十一号に掲げる会社（同条第四項第一号に掲げる從属業務を當む会社に限る。）、信用金庫法第五十四条の十七第一項第十号に掲げる会社（同条第二項第一号に掲げる從属業務を當む会社に限る。）、労働金庫法第五十八条の五第一項第六号に掲げる会社（同条第二項第一号に掲げる從属業務を當む会社に限る。）、協同組合による金融事業に関する法律第四条の四第一項第六号に掲げる会社（第二項第一号に掲げる從属業務を當む会社に限る。）、保険業法第六条第一項第十二号に掲げる会社（同条第二項第一号に掲げる從属業務を當む会社に限る。）、農林中央金庫法第七十二条第一項第八号に掲げる会社（同条第二項第一号に掲げる從属業務を當む会社に限る。）、農業協同組合法第十二条の四十七第一項第二号に掲げる会社（同条第二項第一号に掲げる從属業務を當む会

行者又は顧客（以下この条において「発行者等」という。）に関する非公開情報（発行者である会社の運営、業務若しくは財産に関する公表されていない重要な情報であつて顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの又は当該登録金融機関若しくはその親法人等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十三項に規定する銀行持株会社、同法第五十二条の二十三第一項第十号に掲げる会社（同号イに掲げる業務を當む会社に限る。）、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社、同項第十号に掲げる会社（同号イに掲げる業務を當む会社に限る。）、保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第十六項に規定する保険持株会社及び同法第二百七十二条の二十二第一項第十二号に掲げる会社（同法第六条第二項第一号に掲げる業務を當む会社に限る。）を除く。以下この号において同じ。）若しくは子法人等（銀行法第十六条の二第一項第十一号に掲げる会社（同条第二項第一号に掲げる從属業務を當む会社に限る。）、長期信用銀行法第十三条の二第一項第十一号に掲げる会社（同条第四項第一号に掲げる從属業務を當む会社に限る。）、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の十七第一項第十号に掲げる会社（同条第二項第一号に掲げる從属業務を當む会社に限る。）、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八条の五第一項第六号に掲げる会社（同条第二項第一号に掲げる從属業務を當む会社に限る。）、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条の四第一項第六号に掲げる会社（第二項第一号に掲げる從属業務を當む会社に限る。）、保険業法第六条第一項第一号に掲げる会社（同条第二項第一号に掲げる從属業務を當む会社に限る。）、農業協同組合法第十二条の四十七第一項第二号に掲げる会社（同条第二項第一号に掲げる從属業務を當む会

五号に掲げる会社（同条第二項第一号に掲げる從属業務を営む会社に限る。）及び水産業協同組合法第八十七条の三第一項第五号に掲げる会社（同条第二項第一号に掲げる從属業務を営む会社に限る。）を除く。以下この号において同じ。）の役員若しくは使用者が職務上知り得た顧客の有価証券の売買等に係る注文の動向その他の特別な情報（以下この号において同じ。）を、その親法人等若しくは子法人等に提供（顧客の有価証券の売買等に係る注文の動向その他の特別な情報の提供に限る。）し、若しくは有価証券（証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十二条第一項第一号に規定する有価証券をいう。）の発行者である顧客の非公開融資等情報（第二十七条第四号に規定する非公開融資等情報をいう。）をその親法人等若しくは子法人等から受領すること（当該登録金融機関若しくはその親法人等若しくは子法人等又はそれらの役員若しくは使用人による同意がある場合、親法人等又は子法人等に証券仲介業に係る委託を行う場合であって、証券仲介業者に関する内閣府令第十五条第九号イからハまでに掲げる情報を受け領する場合及び第二十七条第十四号イ又はロに掲げる情報を提供する場合、親法人等又は子法人等が委託証券会社である場合であつて、証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十一条第十五条イイからハまでに掲げる情報を受領する場合及び第二十七条第十五号イ又はロに掲げる情報を提供する場合、親銀行等（親法人等のうち金融機関に該当するものをいう。）若しくは子銀行等（子法人等のうち金融機関に該当するものをいう。）である所屬金融機関（証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十二条第一項第七号に規定する所屬金融機関をいう。以下同じ。）の委託

を受けて金融機関代理業を行う場合であつて、第七項第一号若しくは第二号に掲げる情報を受領する場合及び同項第三号若しくは第四号に掲げる情報を提供する場合並びに次のイからホまでに掲げるものを算出するため当該登録金融機関が、その親銀行等又は子銀行等からその顧客への信用の供与等の額を受領する場合を除く。) 又は親法人等若しくは子法人等から取得した顧客に関する非公開情報(当該親法人等又は子法人等が当該顧客の書面による同意を得ずに提供したものに限る。)を利用して有価証券の売買その他の取引等を勧誘すること。

イ～ホ (略)

2
～
6

五 (略)

(略)

7

第一項第四号の親銀行等若しくは子銀行等である所属金融機関から受領し、又は提供する情報は、次に掲げるものとする。

- 一 登録金融機関が親銀行等若しくは子銀行等である所属金融機関の委託を受けて行う金融機関代理業に係る情報
- 二 登録金融機関が親銀行等若しくは子銀行等である所属金融機関の委託を受けて行う金融機関代理業に係る法令を遵守するために受領する必要があると認められる情報
- 三 登録金融機関が親銀行等若しくは子銀行等である所属金融機関の委託を受けて行う金融機関代理業を行うために所属金融機関に対し提供する必要があると認められる情報
- 四 登録金融機関が親銀行等若しくは子銀行等である所属金融機関から委託を受けて行う金融機関代理業により知り得た情報であつて、登録金融機関が法令を遵守するため、当該所属金融機関に提供する必要があると認められる情報

合並びに次のイからホまでに掲げるものを算出するため当該登録金融機関が、その親銀行等(親法人等のうち金融機関に該当するものをいう。)又は子銀行等(子法人等のうち金融機関に該当するものをいう。)からその顧客への信用の供与等の額を受領する場合を除く。)又は親法人等若しくは子法人等から取得した顧客に関する非公開情報(当該親法人等又は子法人等が当該顧客の書面による同意を得ずに提供したものに限る。)を利用して有価証券の売買その他の取引等を勧誘すること。

イ～ホ (略)

2
～
6

五 (略)

(新設)

外国証券業者に関する内閣府令（平成十年總理府・大蔵省令第三十七号）

（業務の規制）	
第二十四条	
15 25	（略）
26 行為規制等府令第十条の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十三条第二号に規定する内閣府令で定める状況について準用する。この場合において、行為規制等府令第十条第二号中「法第二条第八項各号」とあるのは「証券取引法第二条第八項各号」と、同条第五号中「本店その他の営業所を」とあるのは「支店を」と、「令第一条の九」とあるのは「証券取引法施行令第一条の九」と、同条第八号中「証券会社に関する内閣府令」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令」二十四条第二項において準用する証券会社に関する内閣府令」と、「法第二条第三項第一号」とあるのは「証券取引法第二条第三項第一号」と、同条第九号中「法第二条第八項第五号」とあるのは「証券取引法第一条第八項第五号」と、同条第十号中「第四条第三号」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第一項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第四条第三号」と、同条第十二号中「証券仲介業者」とあるのは「証券仲介業者（証券取引法第二条第十二项に規定する証券仲介業者をいう。以下同じ。）」と、「証券仲介業」とあるのは「証券仲介業（証券取引法第一条第十一項に規定する証券仲介業をいう。以下同じ。）」と、同条第十三号中「第五条」とあ	26 行為規制等府令第十条の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十三条第二号に規定する内閣府令で定める状況について準用する。この場合において、行為規制等府令第十条第二号中「法第二条第八項各号」とあるのは「証券取引法第二条第八項各号」と、同条第五号中「本店その他の営業所を」とあるのは「支店を」と、「令第一条の九」とあるのは「証券取引法施行令第一条の九」と、同条第八号中「証券会社に関する内閣府令」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令」二十四条第二項において準用する証券会社に関する内閣府令」と、「法第二条第三項第一号」とあるのは「証券取引法第二条第三項第一号」と、同条第九号中「法第二条第八項第五号」とあるのは「証券取引法第一条第八項第五号」と、同条第十号中「第四条第三号」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第一項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第四条第三号」と、同条第十二号中「証券仲介業者」とあるのは「証券仲介業者（証券取引法第二条第十二项に規定する証券仲介業者をいう。以下同じ。）」と、「証券仲介業」とあるのは「証券仲介業（証券取引法第二条第十一項に規定する証券仲介業をいう。以下同じ。）」と、同条第十三号中「第五条」とあ
15 25	（略）
（業務の規制）	
第二十四条	
現 行	

るのと、「証券会社の行為規制等に関する内閣府令第五条」と、同条第十五号中「登録金融機関」とあるのは「登録金融機関（証券取引法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいう。以下同じ。）」と、「第十二条第一項第一号」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十五条第一項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十二条第一項第一号」と、同条第十六号中「証券会社に関する内閣府令第二十五条第十八条」とあるのは

「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第六項において準用する証券会社府令第二十五条第十八条」と、「次条第十二号」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第三十項において準用する行行為規制等府令第十二条第十一号」と、「役員」とあるのは「国内における代表者、支店に駐在する役員」と、「法第六十五条第二項第一号」とあるのは「証券取引法第六十五条第二項第一号」と、「法第二条第一号第九号」とあるのは「証券取引法第二条第一号第九号」と、「第十二条第一号」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第三十項において準用する行為規制等府令第十二条第十一号」と、「第十二条第一項第一号」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十五条第二項において準用する行行為規制等府令第十二条第一项第一号」と、「法第二条第八项各号」とあるのは「証券取引法第二条第八项各号」と読み替えるものとする。

27
29 (略)

30 行為規制等府令第十二条の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十四条第四号に規定する内閣府令で定める行為について準用する。この場合において、行為規制等府令第十二条第一号及び第二号中「法第二十四条第二項第一号」とあるのは「外

るのと、「証券会社の行為規制等に関する内閣府令第五条」と、同条第十五号中「登録金融機関」とあるのは「登録金融機関（証券取引法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいう。以下同じ。）」と、「第十二条第一項第一号」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十五条第一項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十二条第一項第一号」と読み替えるものとする。

27
29 (略)

30 行為規制等府令第十二条の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十四条第四号に規定する内閣府令で定める行為について準用する。この場合において、行為規制等府令第十二条第一号及び第二号中「法第二十四条第二項第一号」とあるのは「外

国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第三十四条第二項第一号」と、同条第三号及び第四号中「第三十四条第二項第一号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第三十四条第二項第一号」と、同条第五号中「法第四十四条」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十条」と、「法第一百六十三条规定」とあるのは「証券取引法第一百六十三条」と、「法第二十七条の二第一項」とあるのは「証券取引法第二十七条の二第一項」と、「法第二十七条の二十二の二第一項」とあるのは「証券取引法第二十七条の二第一項」と、「法第二十七条の二十二の二第一項」とあるのは「証券取引法第二十七条の二第一項」と、「役員」とあるのは「国内における代表者、支店に駐在する役員」と、同条第六号及び第七号中「証券会社に関する内閣府令」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第六項において準用する証券会社に関する内閣府令」と、同条第十一号中「法第二条第八項」とあるのは「証券取引法第二条第八項」と、「第四条第二号」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第二十項において準用する行為規制等府令第四条第一号」と、同条第十二号中「役員」とあるのは「国内における代表者、支店に駐在する役員」と、同条第十三号中「役員」とあるのは「国内における代表者、支店に駐在する役員」と読み替えるものとする。

(弊害防止措置)

第二十五条 (略)

2 行為規制等府令第十二条の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十五条第三号に規定する内閣府令で定める行為について準用する。この場合において、行為規制等府令第十二

国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第三十四条第二項第一号」と、同条第三号及び第四号中「第三十四条第二項第一号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第三十四条第二項第一号」と、同条第五号中「法第四十四条」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十条」と、「法第一百六十三条规定」とあるのは「証券取引法第一百六十三条」と、「法第二十七条の二第一項」とあるのは「証券取引法第二十七条の二第一項」と、「法第二十七条の二十二の二第一項」とあるのは「証券取引法第二十七条の二第一項」と、「役員」とあるのは「国内における代表者、支店に駐在する役員」と、同条第六号及び第七号中「証券会社に関する内閣府令」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第六項において準用する証券会社に関する内閣府令」と読み替えるものとする。

(弊害防止措置)

第二十五条 (略)

2 行為規制等府令第十二条の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十五条第三号に規定する内閣府令で定める行為について準用する。この場合において、行為規制等府令第十二

同項第一項中「親法人等又は子法人等」とあるのは「特定法人等」と、法第六十五条第二項第一号中「法第六十五条第二項第一号」とあるのは「証券取引法第六十五条第二項第一号」と、「法第二条第一項第九号」とあるのは「証券仲介業務」と、「法第二条第一項第九号」とあるのは「証券取引法第二条第一項第一号」と、「法第二条第一項第九号」と、「証券仲介業務」とあるのは「証券仲介業務（金融機関の証券業務に関する内閣府令第六号第三号に規定する証券仲介業務をいう。以下同じ。）」と、「法第二条第十一項第一号」とあるのは「証券取引法第二条第十一項第一号」と、「法第二条第六項各号」とあるのは「証券取引法第二条第六項各号」と、「法第二条第八項各号」とあるのは「証券取引法第二条第八項各号」と、「法第二条第八項各号」と、「法第四十五条号」とあるのは「証券取引法第二条第八項各号」と、「法第四十五条号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十五条第二号」と、同項第五号中「法第四十五条第一号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項十四条规定第一項において準用する証券取引法第四十五条第一号」と、同項第六号中「法第六十五条の二第一項」とあるのは「証券取引法第六十五条の二第一項」と、「令第一条の九」とあるのは「証券取引法第六十五条の二第一項」と、「令第一条の九」とあるのは「証券取引法第六十五条第一項において準用する証券取引法第四十五条第一号」と、同項第七号中「その取締役、執行役、監査役」とあるのは「その国内における代表者、支店に駐在する役員」と、「証券会社若しくは」とあるのは「外国証券会社の国内における代表者、支店に駐在する役員若しくは使用人又は」と、「親法人等若しくは子法人等」とあるのは「特定法人等」と、「親銀行等若しくは子銀行等」とあるのは「特定金融機関」と、「第十条第十五号イからハまで」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第二十六条項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十条第十五号イからハまで」と、「証券仲介業務

条第一項中「親法人等又は子法人等」とあるのは「特定法人等」と、同項第一号中「法第六十五条第二項第一号」とあるのは「証券取引法第六十五条第二項第一号」と、「法第二条第一項第九号」とあるのは「証券取引法第二条第一項第九号」と、「証券仲介業務」とあるのは「証券仲介業務」(金融機関の証券業務に関する内閣府令第六条第三号に規定する証券仲介業務をいう。以下同じ。)と、「法第二条第十一項第一号」とあるのは「証券取引法第二条第十一項第一号」と、「法第二条号中「法第二条第六項各号」とあるのは「証券取引法第二条第六項各号」と、「法第二条第八項各号」とあるのは「証券取引法第二条第八項各号」と、「法第四十五条号」とあるのは「証券取引法第二条第八項各号」と、「法第四十五条号」とあるのは「証券取引法第二条第八項各号」と、「法第四十五条号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十五条第二号」と、同項第五号中「法第四十五条第一号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十五条第一号」と、同項第六号中「法第六十五条の二第一項」とあるのは「証券取引法第六十五条の二第一項」と、「令第一条の九」とあるのは「証券取引法施行令第一条の九」と、同項第七号中「その取締役、執行役、監査役」とあるのは「その国内における代表者、支店に駐在する役員」と、「証券会社若しくは」とあるのは「外国証券会社の国内における代表者、支店に駐在する役員若しくは使用人又は」と、「親法人等若しくは子法人等」とあるのは「特定法人等」と、「親銀行等若しくは子銀行等」とあるのは「特定金融機関」と、「第十一条第十五号イからハまで」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第二十六条項において準用する証券会社の行為規制等にに関する内閣府令第十条第十五号イからハまで」と、「証券仲介業務

(金融機関の証券業務に関する内閣府令(平成十年總理府・大藏省令第三十五号)第六条第三号に規定する証券仲介業務をいう。)とあるのは「証券仲介業務」と、「同府令第二十七条第十五号イ若しくはロ」とあるのは「金融機関の証券業務に関する内閣府令第七条第十五号イ若しくはロ」と、「第七項第一号若しくは第二号」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十五条第一項において準用する行為規制等府令第十二条第七項第一号若しくは第二号」とあるのは「特定金融機関」と、同項第八号中「親銀行等又は子銀行等」とあるのは「親銀行等又は子銀行等又は子銀行等」とあるのは「特定金融機関」と、「第十条第十五号イからハまで」とあるのは「特定金融機関」と、「第十四条第二十六項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十条第十五号イからハまで」と、同項第九号中「親銀行等又は子銀行等」とあるのは「特定金融機関」と、同項第十号中「法第四十五条」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十五条」と読み替えるものとする。

〔第七項第一号から第四号まで〕とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十五条第一項において準用する行為規制等府令第十二条第七項第一号から第四号まで」と、同項第九号中「親銀行等又は子銀行等」とあるのは「特定金融機関」と、同項第十号中「法第四十五条」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十五条」と読み替えるものとする。

〔親銀行等若しくは子銀行等〕とあるのは「特定金融機関」と読み替えるものとする。

(金融機関の証券業務に関する内閣府令(平成十年總理府・大藏省令第三十五号)第六条第三号に規定する証券仲介業務をいう。)とあるのは「証券仲介業務」と、「同府令第二十七条第十五号イ若しくはロ」とあるのは「金融機関の証券業務に関する内閣府令第七条第十五号イ若しくはロ」と、「親銀行等又は子銀行等」とあるのは「特定金融機関」と、「第十条第十五号イからハまで」とあるのは「特定金融機関」と、「第十四条第二十六項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十条第十五号イからハまで」と、同項第九号中「親銀行等又は子銀行等」とあるのは「特定金融機関」と、「法第四十五条」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十五条」と読み替えるものとする。

投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百一十九号）

改 正 案	現 行
<p>（他の業務を兼業する場合の禁止行為）</p> <p>第六十五条 法第三十四条の十二第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>（他の業務を兼業する場合の禁止行為）</p> <p>第六十五条 法第三十四条の十二第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一・二 （略）</p>
<p>三 他の業務を営んでいる投資信託委託業者が他の業務を通じて得られた法人関係情報（証券会社の行為規制等に関する内閣府令（昭和四十年大蔵省令第六十号）第四条第九号に規定する法人関係情報をいう。第八十条第一項第七号において同じ。）を利用して受託会社に指図すること。</p>	<p>（新設）</p> <p>（他の業務を兼業する場合の禁止行為）</p> <p>第六十五条 法第三十四条の十二第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一・二 （略）</p>
<p>（委託者非指図型投資信託の運用に係る禁止行為）</p> <p>第八十条 法第四十九条の九第一項第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一・六 （略）</p>	<p>（委託者非指図型投資信託の運用に係る禁止行為）</p> <p>第八十条 法第四十九条の九第一項第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一・六 （略）</p>
<p>七 他の業務を通じて得られた法人関係情報を利用して投資信託財産の売買その他の取引を行うこと。</p> <p>256 （略）</p>	

証券仲介業者に関する内閣府令（平成十六年内閣府令第一号）

(禁止行為) 改正案	(禁止行為) 現行
<p>第十三条 法第六十六条の十三第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～十七 （略）</p> <p>十七の二 金融機関代理業（証券会社に関する内閣府令（平成十年総理府・大蔵省令第三十二号。以下「証券会社府令」という。）第二十五条第十八号に規定する金融機関代理業をいう。以下同じ。）を営む場合において、資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介の条件として、法第二条第十一項各号に掲げる行為を行うこと（第二号に掲げる行為によつてするものを除く。）</p> <p>十七の三 金融機関代理業を営む場合において、証券仲介業に従事する証券仲介業者又はその役員若しくは使用人が、有価証券（証券会社の行為規制等に関する内閣府令（昭和四十年大蔵省令第六十号。以下この号、第十八号、第十九号及び次条において「行為規制等府令」という。）第十条第十六号に規定する有価証券をいう。以下この号、十九号及び第十五条第十号において同じ。）の発行者である顧客の非公開融資等情報（金融機関代理業務（行為規制等府令第十条第十六号に規定する金融機関代理業務をいう。以下同じ。）に従事する証券仲介業者若しくはその役員若しくは使用人が職務上知り得たその顧客の営む事業に係る公表されない情報その他の特別な情報であつて証券仲介業に従事する</p>	第十三条 法第六十六条の十三第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げるものとする。

証券仲介業者若しくはその役員若しくは使用人が勧誘する当該有価証券に係る顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの又は証券仲介業に従事する証券仲介業者若しくはその役員若しくは使用人が職務上知り得たその顧客の有価証券の売買等に係る注文の動向その他の特別の情報であつて当該有価証券の発行者に係る金融機関代理業務に重要な影響を及ぼすと認められるものをいう。(以下この号及び第十五条第十号において同じ。)を金融機関代理業務に従事する証券仲介業者若しくはその役員若しくは使用人から受領し、又は金融機関代理業務に従事する証券仲介業者若しくはその役員若しくは使用人に提供する行為。ただし、次に掲げる場合又は証券仲介業を実施する組織(金融機関代理業務を併せて実施する組織に限る。第十五条第十号において同じ。)の業務を統括する証券仲介業者若しくはその役員若しくは使用人に提供する場合を除く。

イ 非公開融資等情報(法人関係情報を除く。第十五条第十号において同じ。)の提供につき、事前に顧客の書面による同意を得て提供する場合

ロ 証券仲介業に係る法令を遵守するために、金融機関代理業務に従事する証券仲介業者又はその役員若しくは使用人から非公開融資等情報を受領する必要があると認められる場合

十七の四 金融機関代理業を営む場合において、金融機関代理業務に従事する証券仲介業者又はその役員若しくは使用人が、職務上知り得た公表されていない情報であつて有価証券の投資判断に影響を及ぼすと認められるものに基づいて、有価証券の売買その他の取引等をする行為

非公開情報（当該証券仲介業者若しくはその親法人等若しくは子法人等の役員若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買等に係る注文の動向その他の特別の情報をいう。以下この号において同じ。）を、その親法人等若しくは子法人等から受領する行為若しくはその親法人等若しくは子法人等に提供する行為（当該証券仲介業者若しくはその親法人等若しくは子法人等又はそれらの役員若しくは使用人による非公開情報の提供につき事前に当該顧客の書面による同意がある場合、「親法人等若しくは子法人等が所属証券会社等である場合であつて、行為規制等府令第十条第十五号イからハまでに掲げる情報を受領する場合並び第十五条第九号イからハまでに掲げる情報を提供する場合並びに親法人等若しくは子法人等である所属金融機関（行為規制等府令第十二条第一項第七号に規定する所属金融機関をいう。以下同じ。）の委託を受けて金融機関代理業を行う場合であつて、第十一項第一号若しくは第二号に掲げる情報を受領する場合及び同項第三号若しくは第四号に掲げる情報を提供する場合を除く。）又は親法人等若しくは子法人等から取得した顧客に関する非公開情報（当該親法人等若しくは子法人等が当該顧客の書面による同意を得ずに提供したものに限る。）を利用して有価証券の売買その他の取引等を勧誘する行為

非公開情報（当該証券仲介業者若しくはその親法人等若しくは子法人等の役員若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買等に係る注文の動向その他の特別の情報をいう。以下この号において同じ。）を、その親法人等若しくは子法人等から受領する行為若しくはその親法人等若しくは子法人等に提供する行為（当該証券仲介業者若しくはその親法人等若しくは子法人等又はそれらの役員若しくは使用人による非公開情報の提供につき事前に当該顧客の書面による同意がある場合並びに親法人等若しくは子法人等が所属証券会社等である場合であつて、証券会社の行為規制等に関する内閣府令（昭和四十年大蔵省令第六十号。第十七号及び次条において「行為規制等府令」という。）第十条第十五号イからハまでに掲げる情報を受領する場合及び第十五条第九号イからハまでに掲げる情報を提供する場合を除く。）又は親法人等若しくは子法人等から取得した顧客に関する非公開情報（当該親法人等若しくは子法人等が当該顧客の書面による同意を得ずに提供したものに限る。）を利用して有価証券の売買その他の取引等を勧誘する行為

定する特定法人等をいう。)に対して借入金に係る債務を有する者が発行する有価証券の引受人となる場合において、当該有価証券に係る手取金が当該借入金に係る債務の弁済に充てられることを当該証券仲介業者が知りながら、その事情を顧客に告げることなく当該有価証券に係る法第二条第十一項第一号に掲げる行為(当該有価証券の引受けを行つた当該委託証券会社が引受人となつた日から六月を経過する日までの間に当該有価証券を売却するものに係るものに限る。)又は同項第三号に掲げる行為を行うこと。

二十 投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八十号)第八条第二号に掲げる証券投資信託に類する外国投資信託の受益証券に係る法第二条第十一項各号に掲げる行為(当該受益証券の売付けの媒介及び取引所有価証券市場又は外国有価証券市場における当該受益証券の売付けに係る委託の媒介を除く。)を行う場合において、顧客(証券会社府令第二十八条第一項に掲げる者を除く。)に対し、法第二十四条第八項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する外国会社報告書及び法第二十四条の五第七項(法第二十七条规定する場合を含む。)に規定する外国会社半期報告書が英語により記載される旨の説明を行わず、又はその旨を記載した文書を交付しないこと(当該行為の日前一年以内に当該顧客に当該説明を行い、かつ、当該文書を交付した場合を除く。)。

25 10 (略)

11 第一項第十八号の親法人等若しくは子法人等である所屬金融機

二十 投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八十号)第八条第二号に掲げる証券投資信託に類する外国投資信託の受益証券に係る法第二条第十一項各号に掲げる行為(当該受益証券の売付けの媒介及び取引所有価証券市場又は外国有価証券市場における当該受益証券の売付けに係る委託の媒介を除く。)を行う場合において、顧客(証券会社に関する内閣府令(平成十年總理府・大蔵省令第三十二号。以下「証券会社府令」という。)第二十八条第一項に掲げる者を除く。)に対し、法第二十四条第八項(法第二十七条规定する場合を含む。)に規定する外国会社報告書及び法第二十四条の五第七項(法第二十七条规定する場合を含む。)に規定する外国会社半期報告書が英語により記載した文書を交付しないこと(当該行為の日前一年以内に当該顧客に当該説明を行い、かつ、当該文書を交付した場合を除く。)。

25 10 (略)

(新設)

関から受領し、又は提供する情報は、次に掲げるものとする。

- 一 証券仲介業者が親法人等若しくは子法人等である所屬金融機関の委託を受けて行う金融機関代理業に係る情報

二 証券仲介業者が親法人等若しくは子法人等である所屬金融機関の委託を受けて行う金融機関代理業に係る法令を遵守するために受領する必要があると認められる情報

三 証券仲介業者が親法人等若しくは子法人等である所屬金融機関の委託を受けて行う金融機関代理業を行うために所屬金融機関に対する必要があると認められる情報

四 証券仲介業者が親法人等若しくは子法人等である所屬金融機関から委託を受けて行う金融機関代理業により知り得た情報であつて、証券仲介業者が法令を遵守するため、当該所屬金融機関に提供する必要があると認められる情報

(業務の状況につき是正を加えることが必要な場合)

第十五条 法第六十六条の十四において準用する法第四十三条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げるものとする。

一～三の三 (略)

四 証券仲介業者が、証券仲介業を行なう営業所又は事務所を金融機関（銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二条第一項に規定する協同組織金融機関その他令第一条の九各号に掲げる金融機関をいう。）及び信託会社の本店その他の営業所若しくは事務所又はその代理店（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第十七項に規定する生命保険募集人及び同条第十九項に規定する損害保険代理店を除く。）若しくは銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に

(業務の状況につき是正を加えることが必要な場合)

- 第十五条 法第六十六条の十四において準用する法第四十二条第一

一三の三 (略)

- 四 証券仲介業者が、証券仲介業を行う営業所又は事務所を金融機

証券仲介業者が、証券仲介業を行う営業所又は事務所を金融機関（銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二条第一項に規定する協同組織金融機関その他令第一条の九各号に掲げる金融機関をいう。）及び信託会社の本店その他の営業所若しくは事務所又はその代理店（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第十七項に規定する生命保険募集人及び同条第十九項に規定する損害保険代理店を除く。）若しくは銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項

(業務の状況につき是正を加えることが必要な場合)

- 第十五条 法第六十六条の十四において準用する法第四十三条第一号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げるものとする。

四 証券仲介業者が、証券仲介業を行う営業所又は事務所を金融機

- 四 証券仲介業者が、証券仲介業を行う営業所又は事務所を金融機関（銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二条第一項に規定する協同組織金融機関その他令第一条の九各号に掲げる金融機関をいう。）及び信託会社の本店その他の営業所若しくは事務所又はその代理店（保険業法（平成七年法律第百五号）第一条第十七項に規定する生命保険募集人及び同条第十九項に規定する損害保険代理店を除く。）と同一の建物に設置してその業務を営む場合において、顧客が当該証券仲介業者を当該金融機

に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、農業協同組合法第九十二条の一第二項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法第一百一十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者及び農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者の営業所又は事務所と同一の建物に設置してその業務を営む場合において、顧客が当該証券中介机构を当該金融機関と誤認することを防止するための適切な措置を講じていないと認められる状況

関と誤認することを防止するための適切な措置を講じていないと認められる状況

五九

(略)

五九
(新設)

(略)

十一 証券中介業を実施する組織の業務を統括する証券中介業者又はその役員若しくは使用人が、有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報を自ら取得又は金融機関代理業務に従事する証券中介業者若しくはその役員若しくは使用人から受領して、当該有価証券に係る証券中介業の勧誘を行っている状況（当該統括する証券中介業者又は役員若しくは使用人が当該非公開融資等情報を証券中介業に従事する証券中介業者又はその役員若しくは使用人に提供している状況を含む。）。ただし、非公開融資等情報の提供につき、事前に顧客の書面による同意を得ている場合を除く。

○ 信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）

改 正 案

（信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項）

第四十条 1～3 （略）

4 信託会社は、本店その他の営業所を他の信託会社、外国信託会社

又は金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第二条各号に掲げる金融機関をいう。第六十一条第三項及び第七十二条第二項を除き、以下同じ。）の本店

その他の営業所、事務所若しくは金融機関代理業者（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、協同組合による金融事業

に関する法律（昭和二十四年法律第八百八十三号）第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、農業協同組合法（昭和二十二年法律第八百八十三号）第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第一百二十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者及び農林中央金庫法（平成十三年法律第

現 行

（信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項）

第四十条 1～3 （略）

4 信託会社は、本店その他の営業所を他の信託会社、外国信託会社

又は金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第二条各号に掲げる金融機関をいう。第六十一条第三項及び第七十二条第二項を除き、以下同じ。）の本店

その他の営業所、事務所若しくは代理店と同一の建物に設置してその業務を営む場合には、顧客が当該信託会社を当該他の信託会社、

外国信託会社又は金融機関であると誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

九十三号) 第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。第七十二条第二項第一号において同じ。) の営業所又は事務所と同一の建物に設置してその業務を営む場合には、顧客が当該信託会社を当該他の信託会社、外国信託会社又は金融機関であると誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

5～8 (略)

(業務方法書の記載事項)

第七十二条 (略)

2 前項第三号に規定する信託契約代理業務の実施体制には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる体制を含むものとする。

一 営業所又は事務所を他の信託契約代理店、信託会社、外国信託会社又は金融機関の本店その他の営業所、事務所若しくは金融機関代理業者の営業所又は事務所と同一の建物に設置して信託契約代理業務を営む場合
顧客が当該信託契約代理業務に係る信託契約代理店を当該他の信託契約代理店を当該他の信託契約代理店、信託会社、外国信託会社又は金融機関であると誤認することを防止するための体制

二、三 (略)

5～8 (略)

(業務方法書の記載事項)

第七十二条 (略)

2 前項第三号に規定する信託契約代理業務の実施体制には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる体制を含むものとする。

一 営業所又は事務所を他の信託契約代理店、信託会社、外国信託会社又は金融機関の本店その他の営業所、事務所若しくは代理店と同一の建物に設置して信託契約代理業務を営む場合
顧客が当該信託契約代理業務に係る信託契約代理店を当該他の信託契約代理店、信託会社、外国信託会社又は金融機関であると誤認することを防止するための体制

二、三 (略)

○ 内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号）

別表第一	改正案	現行
(略)	(略)	(略)
協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第五条の四第八項、第五条の五第十項（第五条の五第十二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において準用する株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）第七条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第六条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十一条第一項及び第二項、第六条の二第三項において準用する商法第三十六条第一項、第六条の二第五项において準用する同法第四百二十条第五項、第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の四十九（第五十二条の六十一第二項に	協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第五条の四第八項、第五条の五第十項（第五条の五第十二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において準用する株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）第七条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第六条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十一条第一項及び第二項並びに第六条の二第三項において準用する商法第三十六条第一項、第六条の二第五项において準用する同法第四百二十条第五項	

(略)	(略)	(略)
信用金庫法（昭和二十六年法律二百三十八号）	第三十六条第一項及び第二項（これらの規定を第六十四条において準用する場合を含む。）、第三十七条第八項（第三十七条の二第十二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十七条の二第十項において準用する商法特例法第七条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第五十一条第一項（第五十八条第五項において準用する場合を含む。）、第五十四条の十第一項、第五十五条の二において準用する商法第三十六条第一項、第六十四条において準用する同法第四百二十条第五項、第八十九条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項、第八十九条第三項において準用する銀行法第五十二条の四十九（第五十二条の六十第一項において適用する場合を含む。）並びに同法第五十二条の六十第一項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）	おいて適用する場合を含む。）並びに同法第五十二条の六十第一項（同法第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）

(略)	(略)	(略)
信用金庫法（昭和二十六年法律二百三十八号）	第三十六条第一項及び第二項（これらの規定を第六十四条において準用する場合を含む。）、第三十七条第八項（第三十七条の二第十二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十七条の二第十項において準用する商法特例法第七条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第五十一条第一項（第五十八条第五項において準用する場合を含む。）、第五十四条の十第一項、第五十五条の二において準用する商法第三十六条第一項、第六十四条において準用する同法第四百二十条第五項並びに第八十九条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項、第八十九条第三項において準用する銀行法第五十二条の四十九（第五十二条の六十第一項において適用する場合を含む。）並びに同法第五十二条の六十第一項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）	おいて適用する場合を含む。）並びに同法第五十二条の六十第一項（同法第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）

長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）

第十七条において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項、第五十二条の二十九第一項、第五十二条の四十九（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）並びに同法第五十二条の六十第一項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）

（略）

銀行法

第二十一条第一項及び第二項、第五十二条の二十九第一項、第五十二条の四十九（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）並びに第五十二条の六十第一項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）

（略）

（略）

別表第三

長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）

第十七条において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項並びに同法第五十二条の二十九第一項

（略）

銀行法

第二十一条第一項及び第二項並びに第五十二条の二十九第一項

（略）

（略）

別表第三

			無尽業法	第十八条
			無尽業法	第十八条
協同組合による金融事業に関する法律	(略)	(略)	協同組合による金融事業に関する法律	(略)
第五条の四第一項及び同条第六項において準用する商法第二百八十二条ノ三第二項、第五条の五第五項及び第八項、第六条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項、第六条の二第三項において準用する商法第三十二条第一項、第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の四十九（第五十二条の六十第一項において適用する場合を含む。）並びに同法第五十二条の六十第一項（第五十二条の六十第一項において適用する場合を含む。）	第五条の四第一項及び同条第六項において準用する商法第二百八十二条ノ三第二項、第五条の五第五項及び第八項、第六条において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項並びに第六条の二第三項において準用する商法第三十二条第一項	第五条の四第一項及び同条第六項において準用する商法第二百八十二条ノ三第二項、第五条の五第五項及び第八項、第六条において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項並びに第六条の二第三項において準用する商法第三十二条第一項	第五条の四第一項及び同条第六項において準用する商法第二百八十二条ノ三第二項、第五条の五第五項及び第八項、第六条において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項並びに第六条の二第三項において準用する商法第三十二条第一項	第五条の四第一項及び同条第六項において準用する商法第二百八十二条ノ三第二項、第五条の五第五項及び第八項、第六条において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項並びに第六条の二第三項において準用する商法第三十二条第一項

	四十九条において準用する同法第二百四十四条第一項、第五十一条第一項（第五十八条第五項において準用する場合を含む。）、第五十四条の十第二項、第五十五条の二において準用する同法第三十二条第一項、第五十九条第一項、第六十四条において準用する商法第二百四十四条第二項、第二百六十条ノ四第一項及び第四百十九条第一項、第八十九条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項、第八十九条第三項において準用する銀行法第五十二条の四十九（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）並びに同法第五十二条の六十第一項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）
--	--

	四十九条において準用する同法第二百四十四条第一項、第五十一条第一項（第五十八条第五項において準用する場合を含む。）、第五十四条の十第二項、第五十五条の二において準用する同法第三十二条第一項、第五十九条第一項、第六十四条において準用する商法第二百四十四条第二項、第二百六十条ノ四第一項及び第四百十九条第一項並びに第八十九条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項
--	---

		(略)
		第二十一条第一項及び第二項、第五十二条の二十八、第五十二条の二十九第一項、第五十二条の四十九（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）並びに第五十二条の六十第一項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）

別表第四

		(略)
		第二十条、第二十一条第一項及び第二項、第五十二条の二十八並びに第五十二条の二十九第一項

別表第四

特例法第七条第一項（第一号に係る部分に限る

。）、第六条において準用する銀行法第二十一

条第一項及び第二項並びに第六条の五第一項に

おいて準用する銀行法第五十二条の六十第二項

（第五十二条の六十一第二項において適用する

場合を含む。）

（略）

信用金庫法

第三十六条第四項（第六十四条において準用する場合を含む。）、第三十七条第九項（第三十七条の二第十二項の規定により読み替えて適用される場合及び第六十四条において準用する商法第四百二十条第六項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第三十七条の二第十項において準用する商法特例法第七条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第五十一条第一項（第五十八条第五項において準用する場合を含む。）、第五十四条の十第三項並びに第八十九条第一項において準用する銀行法第二十一條第一項及び第二項並びに第八十九条第二項において準用する銀行法第五十二条の六十第二項（第五十二条の六十一第二項において適用する

特例法第七条第一項（第一号に係る部分に限る

。）並びに第六条において準用する銀行法第二

十二条第一項及び第二項

（略）

信用金庫法

第三十六条第四項（第六十四条において準用する場合を含む。）、第三十七条第九項（第三十七条の二第十二項の規定により読み替えて適用される場合及び第六十四条において準用する商法第四百二十条第六項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第三十七条の二第十項において準用する商法特例法第七条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第五十一条第一項（第五十八条第五項において準用する場合を含む。）、第五十四条の十第三項並びに第八十九条第一項において準用する銀行法第二十一條第一項及び第二項

長期信用銀行法	第十七条において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項、第五十二条の二十九第一項並びに同法第五十二条の六十第二項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）	（略）	（略）	場合を含む。）
銀行法	第二十一条第一項及び第二項、第五十二条の二十九第一項並びに第五十二条の六十第二項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）	（略）	（略）	第十七条において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項並びに同法第五十二条の二十九第一項
（略）	（略）	（略）	（略）	第二十一条第一項及び第二項並びに第五十二条の二十九第一項

○ 信用金庫法施行規則の一部を改正する命令（平成十年總理府・大藏省令第四十一号）

改 正 案

附 則

（経過措置）

第二条 1～7

（略）

現 行

附 則

（経過措置）

第二条 1～7

（略）

8 | 第二条 1～7
当分の間、新規則第二十条の四第一項中「四月以内」とあるのは
、「五月以内」と読み替えるものとする。

○ 協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部を改正する命令（平成十年總理府・大蔵省令第四十二号）

改 正 案	現 行
附 則 (経過措置) 第二条 1～4 (略)	附 則 (経過措置) 第二条 1～4 (略)
5 当分の間、新規則第十二条の四第一項中「四月以内」とあるのは 、 「五月以内」と読み替えるものとする。	